

社会福祉法人かんら会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かんら会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、並びに評議員選任・解任委員会委員、第三者委員等（以下〔役員等〕とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、別表1により支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する支給時期は、区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員の報酬は、給与規程第4条に準じて行うものとする。
- (2) 非常勤役員の報酬は、当該会議に出席した都度、施設業務のために出勤した都度、現金にて支給する。ただし、当該役員の下承を得た場合は、給与規程第4条に準じ振込により支給することができるものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

役員等報酬規程 別表 1

1. 常勤役員等の報酬

各常勤役員等の報酬は、給与規程別表 2 本俸表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。ただし、当法人職員を兼務し職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しない。

2. 非常勤役員等の報酬 ※下記金額は所得税額控除後の金額とする

(1) 評議員

| | 日 額 |
|----------------------|--------|
| 評議員会への出席 | 7,000円 |
| 法人及び施設業務のための出勤（基本半日） | 7,000円 |

(2) 理事

| | 日 額 |
|----------------------|--------|
| 理事会への出席 | 7,000円 |
| 法人及び施設業務のための出勤（基本半日） | 7,000円 |

(3) 監事

| | 日 額 |
|----------------------|--------|
| 監事監査等への出席 | 7,000円 |
| 法人及び施設業務のための出勤（基本半日） | 7,000円 |

(4) 評議員選任・解任委員

| | 日 額 |
|----------------------|--------|
| 評議員選任・解任委員会への出席 | 5,000円 |
| 法人及び施設業務のための出勤（基本半日） | 5,000円 |

(5) 第三者委員

| | 日 額 |
|----------------------|--------|
| 第三者委員会への出席 | 5,000円 |
| 法人及び施設業務のための出勤（基本半日） | 5,000円 |

(6) 入所判定会議委員

(7) 地域密着型サービス運営推進委員

(8) 防災協力員

| | 日 額 |
|----------------------|--------|
| 各委員会への出席 | 4,000円 |
| 法人及び施設業務のための出勤（基本半日） | 4,000円 |